

第6章

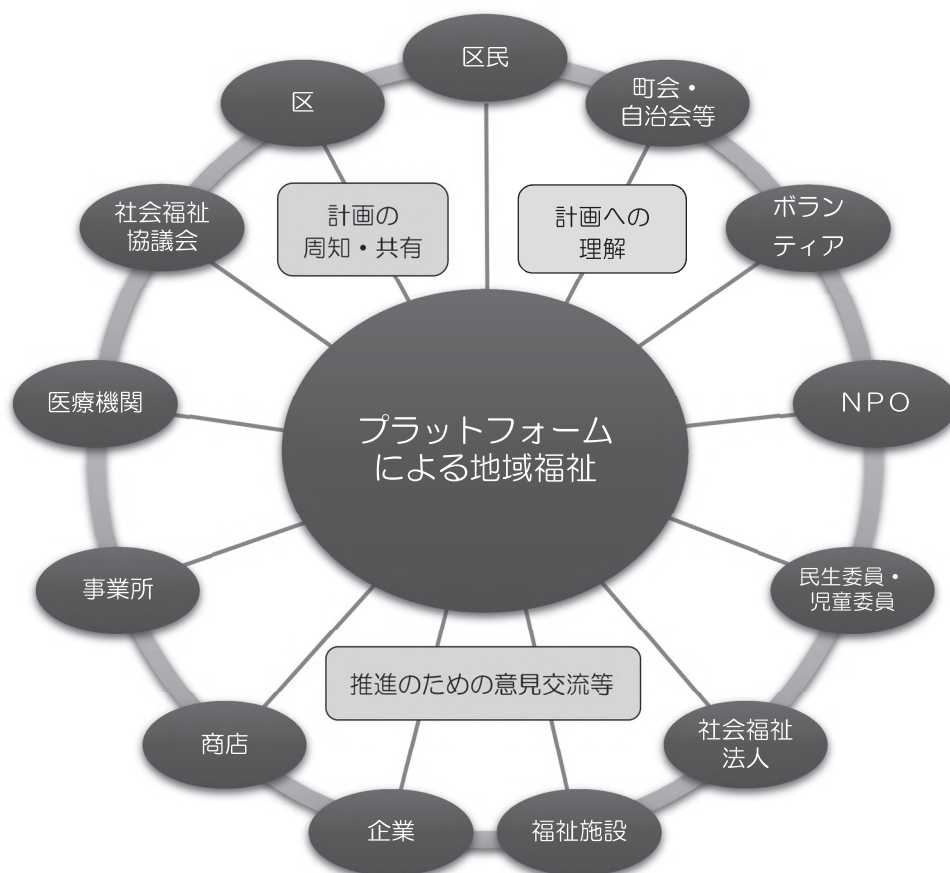


1. 計画の周知、理解・共有の推進

本計画は、区内にあるたくさんの活動主体（参照：第1章 P4～5「地域福祉推進の各主体」）の一部のみが、例えば区のみが実現に努力しても達成できるものではありません。計画が推進されるためには、できる限り多くの区民や団体等の理解と参加により、第5章で実例を挙げて紹介したような取り組みがますます活性化していくことが不可欠です。

そこで、区は、計画期間を通して、社会福祉協議会などとともに、各種の会合、事業実施の際などあらゆる機会を捉えて、計画の周知と計画への理解を得ることに努力します。特に、毎年多くの区民・団体が参加するすみだ地域福祉・ボランティアフォーラムを継続的に開催し、計画の周知・共有と推進のための意見交流等を行っていきます。

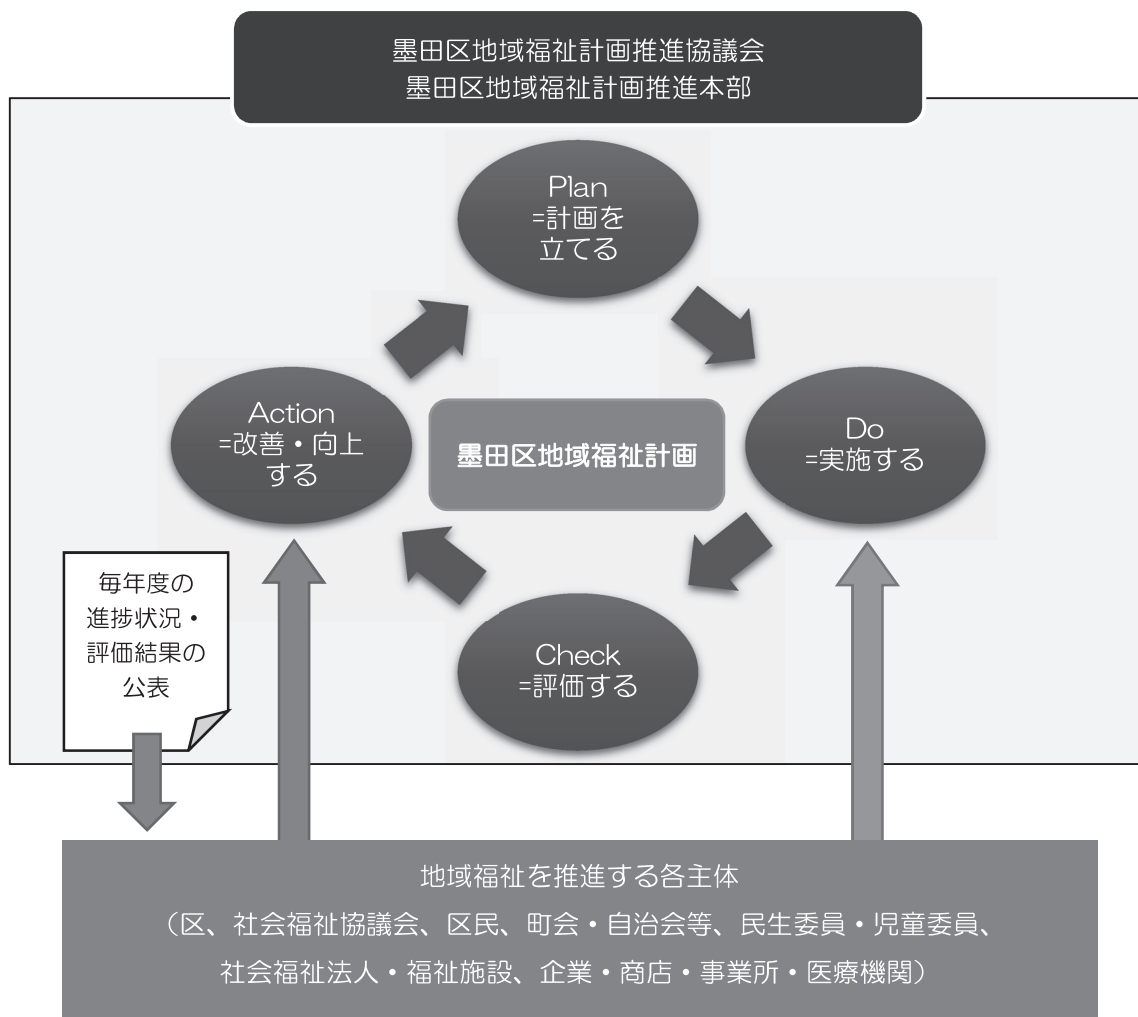
また、本計画で取り組みを紹介した区民・団体をはじめとする、これまで積極的に地域福祉を推進してきた方々にも、地域福祉計画を周知する役割を期待しています。



2. 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗状況は、墨田区地域福祉計画推進協議会と墨田区地域福祉計画推進本部（いずれも事務局は、墨田区福祉保健部厚生課）において毎年度把握し、評価を行います。

進捗状況及び評価結果は、区ウェブサイト公表するものとします。地域福祉を推進する各主体は、評価結果を参考にしてそれぞれの翌年度の事業や活動に反映させていくものとします。



3. 評価方法

毎年度の評価は、第5章の取り組みの方向性ごとに掲げている「各主体の役割と取り組み」について、必要な取り組みが進められているかどうかを、事業の実施状況や区民・団体への調査等に基づき、把握して行います。

個別事業の調査

区は、区と社会福祉協議会の事業のうち、第5章P41に掲げる28の主な事業について、毎年度事業実施状況調査を実施します。

区民意識の調査

区は、毎年度、墨田区住民意識調査等各種の調査結果や、すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムにおける話し合い、アンケートを活用して、区民意識の把握に努めます。

区民や団体の取り組みに関する調査

区は、社会福祉協議会と協力し、民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア団体、社会福祉法人等の各主体に対して、地域福祉活動に関する活動の現況及び意向についてヒアリングやアンケートによる調査を行うこととします。



平成27年度すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム

4. 本計画の達成状況の評価と次期計画への反映

本計画の計画期間は平成 32 年度までであることから、以下のとおり本計画の評価を行い、平成 33 年度以降の次期計画（第四次墨田区地域福祉計画）への反映を行うこととします。

- ・本計画の 4 年目（平成 31 年度）：計画の達成見込み状況を調査し、評価します。
- ・本計画の 5 年目（平成 32 年度）：評価を反映して次期計画を策定します。
- ・次期計画の 1 年目（平成 33 年度）：本計画の達成状況の評価し、次期計画の推進に活かします。

